

収益事業の範囲

(収益事業の範囲)

当Noは、公益法人及び一般法人(非営利型)において課税対象である税務上の収益事業について概説する。

(ポイント)

- 公益法人や非営利型の一般法人:法人税等に関して、収益事業のみが課税対象
- 法人税法では収益事業として、34業種を限定列挙
- 事業場の設置及び継続性も収益事業の要件となっており、その附隨行為も含まれる

1. 収益事業課税

(1) 公益法人及び非営利型の一般法人

法人税等に関して、公益法人や非営利型の一般法人は、収益事業のみが課税対象となり、非収益事業には課税されない。

(2) 法人税法上の収益事業

法人税法では収益事業を「販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるもの」(法法2⑬)と規定し、具体的には政令で34業種を限定列挙している。この34業種に該当する事業を行う場合、たとえその行う事業が公益法人等の本来の目的たる事業であっても、その事業から生ずる所得については法人税が課されることになる(法基通15-1-1)。ただし、公益法人等には一定の除外項目が定められている(法令5 I ②イ等)。

法人税法施行令第5条に規定する収益事業の範囲

1	物品販売業	18	代理業
2	不動産販売業	19	仲立業
3	金銭貸付業	20	問屋業
4	物品貸付業	21	鉱業
5	不動産貸付業	22	土石採取業
6	製造業	23	浴場業
7	通信業	24	理容業
8	運送業	25	美容業
9	倉庫業	26	興行業
10	請負業	27	遊技所業
11	印刷業	28	遊覧所業
12	出版業	29	医療保健業
13	写真業	30	技芸教授業
14	席貸業	31	駐車場業
15	旅館業	32	信用保証業
16	料理店業その他飲食店業	33	無体財産権提供業
17	周旋業	34	労働者派遣業

(裏面に続く)



収益事業の範囲

2. 収益事業の定義

(1)「事業場を設けて行われる」とは

常時店舗や事務所など、事業活動の拠点となる場所を設ける場合のほか、移動販売、移動演劇興行等のように必要に応じて隨時その事業活動のための場所を設けたり、既存の施設を利用してその事業活動を行うものも含まれる(法基通15-1-4)。

(2)「継続して行われる」とは

各事業年度の全期間を通じて継続して事業活動を行うもののほか、土地の造成・分譲、○○全集等の出版等のように、1つの事業計画に基づく事業の遂行に相当期間を要するものや、縁日における物品販売のように相当期間にわたって継続して行われるもの等、定期的に、あるいは不定期に反復して行われるものも含まれる(法基通15-1-5)。

(3)付隨行為

事業を行う際、性質上その事業に付隨して行われる行為についても、収益事業の範囲に含まれる(法令51)。付隨行為には収益事業から生じた所得を預金等に運用する行為や収益事業に属する固定資産等を処分する行為も含まれる(法基通15-1-6)。

付隨行為の例(法基通15-1-6)

1	出版業を行う公益法人等が行うその出版に係る業務に関する講演会の開催または当該業務に係る出版物に掲載する広告の引受け
2	芸術教授業を行う公益法人等が行うその芸術の教授に係る教科書その他これに類する教材の販売及びバザーの開催
3	旅館業または料理店業を行う公益法人等がその旅館等において行う会議等のための席貸し
4	興行業を行う公益法人等が放送会社に対しその興行に係る催し物の放送をすることを許諾する行為
5	公益法人等が収益事業から生じた所得を預金、有価証券等に運用する行為
6	公益法人等が収益事業に属する固定資産等を処分する行為

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

<平成28年度税制改正大綱>

与党より平成28年度税制改正大綱が発表された。今回の税制改正大綱は消費税の軽減税率制度導入が話題となつたが、公益法人が影響を受けるものとして、「公益法人等への寄附金に係る税額控除制度の対象の拡充」及び「公益法人等が実施する奨学金貸与事業に係る印紙税の非課税措置の創設」がある。前者は、個人が公益法人に寄附した場合の所得税の特別控除(税額控除)の適用要件のうち、寄附者の人数要件が法人の事業規模に応じて緩和されることとなる。後者については、一定の条件で行われる奨学生の消費貸借契約書について、現行では奨学生が負担している印紙税が非課税となる。前者については、公益目的事業費が1億円未満の事業規模が小さい法人を対象としたものであり、この改正により、小規模の公益法人がより寄附金を募りやすくなることで、公益活動が活発になることが望まれている。